

食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の 対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン

- ・ 本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染者の報告が増加していることから、食品製造業、食品流通業（卸売、小売）、外食産業の食品を取り扱う事業所の従業員に新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時に、保健所（感染症担当。以下同じ。）と連携し、感染拡大防止を前提として、食料安定供給の観点から、業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめたものです。このガイドラインは令和2年5月8日の知見に基づいて作成されたもので、新たな知見により更新されます。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の主要な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられています。2020年4月1日現在、食品（生で喫食する野菜・果実や鮮魚介類を含む。）を介して新型コロナウイルス感染症に感染したとされる事例は報告されていません。製造、流通、調理、販売等の各段階で、食品取扱者の体調管理やこまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒、咳エチケットなど、通常の食中毒予防のために行っている一般的な衛生管理が実施されていれば心配する必要はありません¹。
- ・ なお、緊急事態宣言のもと、緊急事態措置を実施する特定都道府県では、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、業務を継続することとされています。食品産業で対象となる飲食料品供給関係（飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）、食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テークアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）事業者においては、後出の「三つの密」を避けるための必要な対策含め、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務の継続をお願いします。

1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底

- ・ 新型コロナウイルス感染症については、感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染ですが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされ、無症候の者からの感染の可能性も指摘されています。

こうしたことから、人と人との距離をとること（Social distancing: 社会的距離）により、大幅に感染リスクが下がるとされています。特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられています。

【参考】

- ・ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- ・ 「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」（厚生労働省HP）
- ・ 「家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～」（厚生労働省HP）
- ・ 「人との接触を8割減らす、10のポイント」（厚生労働省HP）

- ・ 事業所は、従業員に対し、次に掲げる感染予防策を要請します。
 - ① 体温の測定と記録
 - ② 発熱などの症状がある場合に所属長への連絡と自宅待機の徹底
 - ③ 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに所属長に連絡のうえ、保健所に問い合わせ
 - ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ・ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 （※ 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方）
 - ・ 上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
 症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。
 - ・ 妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めにご相談ください。

- ・ また、例えば卸売市場のせり場など常時不特定多数の者が集合する場所では、できる限りマスクを着用し、マスクを着用しない場合には2メートル（互いの手を伸ばしたら届く距離）を目安として適切な距離を保って取引を行うことを徹底するなど、事業所の業態によって感染予防策を行ってください。

マスクの確保については、供給が十分でない状況ですが、政府として取り組んでいるところであり、再利用可能な布製マスクの活用も含め、御理解をいただきますようお願いいたします。

- ・ スーパーマーケットなどの店舗においては、体調が優れない方への来店自粛をお願いするほか、通常の来店客数を大幅に超え、人が密集するような状況となった場合には、冷静な購買行動を呼びかけることに加えて、店舗において「三つの密」を避けるよう、店舗への入店やレジを待つ際に会話を控えることのお願い、スペースが確保できる店舗における、入店の入替制や入店やレジを待つ際の適切な距離の確保のための誘導などの対応に努めてください。
- ・ 食堂、レストラン、喫茶店などについては、換気、人と人との間隔を適切にとること等に注意するなど、「三つの密」を避けるための所要の感染防止対策をとってください。

- ・ 事業所は、従業員の新型コロナウイルス感染症の検査の状況、診断結果等について速やかに報告を受けるなどの適切な情報収集体制を構築してください。
- ・ 事業所は、手洗いなど次に掲げる感染予防策を徹底してください。
 - ① 出勤時、トイレ使用后、売場・厨房・製造加工施設への入場時には手洗い、手指の消毒。
 - ② できる限りマスクを着用し、マスクがない時に咳をする場合にはティッシュ・ハンカチや袖等で口や鼻を被覆。

- ③ 通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところの拭き取り清掃。
- 事業者及び関係団体は、新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（令和2年5月4日）（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）を参考に、業種別のガイドラインを作成するなど自主的な感染防止のための取組を進めるようお願いします⁴。

2. 新型コロナウイルス感染症発生時の患者、濃厚接触者への対応

（1）患者発生の把握

- 事業所は、患者が確認された場合には、その旨を保健所に報告し、対応について指導を受けてください。また、従業員に対しては事業所内で感染者が確認されたことを周知するとともに、1に掲げる感染予防策をあらためて周知徹底してください。
- 卸売市場で営業を行う事業所は、患者が確認された場合には開設者等に報告してください。

（2）濃厚接触者の確定

- 新型コロナウイルス感染症の現行の感染拡大防止策においては、医師の届出等で、患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うこととされています²。
このため、事業所は、保健所の調査に協力し、速やかに濃厚接触者を自宅に待機させるなど感染拡大防止のための措置をとることとなります。
- 地方自治体は、「厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者を把握し、健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を適確に把握し、適切な感染対策を行う」とされていることに留意が必要です³。

（3）濃厚接触者への対応

- 事業所は、保健所が濃厚接触者と確定した従業員に対し、14日間出勤を停止し、健康観察を実施してください。
- 事業所は、濃厚接触者と確定された従業員に対し、保健所の連絡先を伝達してください。
- 濃厚接触者と確定された従業員は、発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈した場合には、保健所に連絡し、行政検査を受検します。また、事業所は、その結果の報告を速やかに受けることとします。

【参考】

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。（「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査要領（暫

定版) (国立感染症研究所感染症疫学センター令和2年4月20日版)」

- ・ 患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- ・ 適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他: 手で触れることのできる距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者(周辺の環境や接触状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)

3. 施設設備等の消毒の実施

- ・ 事業所は、保健所が必要と判断した場合には、感染者が勤務した区域(売場、厨房、製造加工施設、倉庫(冷蔵庫、冷凍庫を含む。以下同じ。)、執務室等)の消毒を実施します。
- ・ 消毒は、保健所の指示に従って実施することが望ましいですが、緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が勤務した区域(売場、厨房、製造加工施設、倉庫、執務室等)のうち、手指が頻回に接触する箇所(ドアノブ、スイッチ類、手すり等)を中心に、アルコール(エタノール又はイソプロパノール)(70%)(アルコール(エタノール又はイソプロパノール)(70%)が入手できない場合には、エタノール(60%台))又は次亜塩素酸ナトリウム(0.05%以上)で拭取り等を実施してください^{2・5・6}。
- ・ 一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等は操業停止や食品廃棄などの対応をとる必要はありません。

4. 業務の継続

(1) 重要業務の継続

- ・ 事業所は、濃厚接触者の出勤停止の措置を講じることにより、通常の業務の継続が困難な場合には、重要業務として優先的に継続させる製品・商品及びサービスや関連する業務を選定し、重要業務を継続するために必要となる人員、物的資源(マスク、手袋、消毒液等)等を把握してください。
- ・ 事業所は、重要業務継続のため、在宅勤務体系・情報共有体制・人員融通体制を整備するとともに、重要業務継続のための業務マニュアルを作成してください。

(参考) 従業員の確保状況による段階別の業務継続体制

事業所は、従業員の確保状況に応じて、段階別に業務継続体制を決定します。

【第一段階】

(業務の内容) 原則通常どおりの業務

(人員体制) 早出・残業等で業務対応

【第二段階】

(業務の内容) 重要業務の継続を中心とし、その他の業務は縮小・休止
小規模事業所の場合にあっては業務全体の休止も含め判断

(人員体制) 早出・残業等での業務対応に加え、他部門からの応援

(2) 食料品の安定供給の確保

- ・ 小規模な事業所が業務全体を休止する場合には、他の事業所や所属する組合、

協会等に相談し、顧客への供給の確保に努めてください。

卸売市場等の食品産業は、国民への食料の安定供給に重要な役割を担っていることから、新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時の対応及び業務継続を図る際の基本的なポイントをお示ししました。農林水産省としても全面的に協力いたしますので、対応していただくようよろしくお願いいたします。

(参考)

- 1 新型コロナウイルスに関するQ & A (関連業種の方向け) (令和2年4月15日時点版) (厚生労働省)
- 2 新型コロナウイルス感染症に対する感染管理 (改訂 2020 年 4 月 27 日) (国立感染症研究所 国立国際医療研究センター国際感染症センター)
- 3 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 (令和2年3月28日 (令和2年5月4日変更) 新型コロナウイルス感染症対策本部決定)
- 4 新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言 (令和2年5月4日) (新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)
- 5 「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」 (厚生労働省健康局結核感染症課)
- 6 「MERS 感染予防のための暫定的ガイダンス (2015 年 6 月 25 日版)」 (一般社団法人日本環境感染学会)